

学校給食費無償化に関する制度の導入に伴う条例等の
一部改正の骨子

厚木市教育委員会 教育総務部 学校給食課

1 はじめに

学校給食は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うことなどを目的としています。

本市では学校給食法に基づき、全ての市立小・中学校で学校給食を実施しています。

また、学校給食費は、学校給食法第11条第2項及び厚木市学校給食費に関する条例第3条に基づき、保護者に御負担いただいています。

少子化が進む中、本市の教育大綱及び教育振興基本計画の基本理念である「未来を担う人づくり」の実現に向けて、子どもたちの健全な成長を社会全体で見守り、支えていくことは大変重要なことであり、子どもたちの安心で充実した食の環境の確保についても社会で取り組んでいく必要があると考え、学校給食費無償化に関する制度等導入に向けて検討を進めています。

なお、学校給食費無償化は国においても議論されていることから、国の制度として早期に実現されるよう、法改正や補助制度の創設などを国や県に働きかけています。

2 厚木市の学校給食の現状

(1) 厚木市の学校給食の特色

ア 食材

厚木市独自の学校給食用物資規格基準及び物資選定基準を設けています。
(遺伝子組み換え食品の不使用等)

イ 献立

成長期に必要な栄養価、栄養バランスのとれた献立を基本に、郷土料理を伝える献立も取り入れています。

【郷土料理の取り入れについて】

子どもたちの「ふるさと愛」を育むため、給食に郷土料理を取り入れています。

実施に当たっては郷土料理の由来や伝統行事について、校内放送や給食だよりで児童・生徒に紹介しています。

ウ 地場農産物の取入れ

地場農産物を活用する「パクパクあつぎ産デー」を月5回程度実施しています。食育の観点から、農業や食べ物のありがたさ・大切さを伝えています。

エ 安全性確保

衛生管理の徹底を図るとともに、給食食材の定期的な放射性物質測定を実施しています。

オ 食物アレルギーのある児童・生徒に対する給食の提供

食物アレルギーのある児童・生徒が、安心して給食を食べられるよう、食物アレルギー対応マニュアルに基づき、除去食の提供を行っています。

(2) 令和5年度 学校給食予定回数について

区分	学年	予定回数
小学校	1年生	178回
	2・3年生	187回
	4～6年生	185回
中学校	1・2年生	165回
	3年生	140回

(3) 提供方法について

本市では、国の学校給食摂取基準や学校給食衛生管理基準などに基づき、安心・安全でおいしい給食を、全ての市立小・中学校で提供しています。

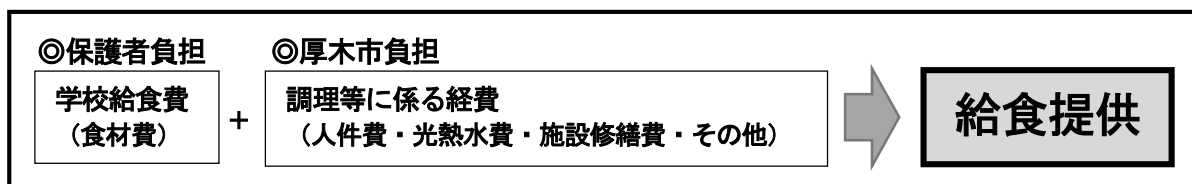
	小学校	中学校
単独調理場 17 か所（自校方式）	17 校（9,690 人分）	—
共同調理場 2 か所（センター方式）	6 校（2,113 人分）	13 校（6,232 人分）

(4) 学校給食費について

学校給食費は、学校給食法第 11 条第 2 項及び厚木市学校給食費に関する条例第 3 条に基づき、食材費相当額を保護者に御負担いただいています。

なお、調理等に係る経費は市が負担しています。

ア 学校給食費の内訳



イ 学校給食費の額（令和5年度）

条例で定める年額は、小学校 44,590 円、中学校 47,850 円です。

区分	学年	年額	実施回数	1食あたり単価
小学校	1年生	42,490円	178回	238円
	2・3年生	44,590円	187回	
	4～6年生	44,110円	185回	
中学校	1・2年生	47,850円	165回	290円
	3年生	40,900円	140回	

※ 年額の違いは、学校行事等により各学年で給食回数が異なるためです。

3 無償化の目的について

(1) 子どもたちを育む食環境を社会全体で支える

学校給食は、未来を担う子どもたちの健やかな成長に欠かせません。少子化の進行とともに、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、子どもたちの健全な成長と、そのために必要な安心で充実した食の環境の確保について社会全体で取り組んでいく必要があります。

(2) 小・中学生を育てる保護者の負担軽減

文部科学省が実施した令和3年度子供の学習費調査によると、公立学校に通う小・中学生の保護者が学校教育のために支出した経費のうち学校給食費は小学校で約4～5割、中学校で約3割を占めており、保護者の負担は大きいものとなっています。そこで、学校給食費無償化を実施することにより、小・中学生を育てる保護者の負担の軽減を図ります。

7月に実施したアンケートでは、「給食費無償化についてどう思うか」との問いに対し、「当然だと思う」又は「必要だと思う」と回答した方は合わせて81.4%、「保護者が負担すべき（必要ない）」との回答は14.6%と、多くの市民の皆様が学校給食費無償化は必要と考えていることが分かりました。

4 学校給食費無償化及びその対象者について

厚木市立小・中学校に学籍がある児童・生徒の保護者が負担する学校給食費は無償とします（体験入学等で通学する児童・生徒を含みます。）。

※ 保護者が生活保護法による教育扶助を受けている児童・生徒の学校給食費は、保護者が負担していないため、無償化の対象外とします。

5 学校給食費相当額の補助について

公平性の観点から、次の者の保護者を対象に、学校給食費相当額を申請により給付する制度を新たに創設します。

- (1) 厚木市立小・中学校に学籍があり、アレルギー等の事情により給食を喫食していない児童・生徒
- (2) 厚木市に住民登録があり、かつ、市内に居住している者で、厚木市立小・中学校に学籍がない学齢期にあるもの（私立の小・中学校在学学生等）

※ 他の制度により学校給食費の支給等を受けている場合は対象外とします。

※ 学齢期は満6歳の誕生日以後の最初の4月1日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までです。

6 学校給食費の見直しについて

学校給食を作るための給食材料費は、学校給食費の額を元に算出しています。

今般の物価高騰により、給食材料についても値上げが頻繁に行われています。物価高騰はとどまる見込みがなく、文部科学省の定める学校給食摂取基準を満たした給食の提供が困難になることが予想されるため、学校給食費の見直しを行うものです。

なお、給食費相当額の補助についても、学校給食費の額が基準となります。

(1) 給食材料費の上昇率

ア 野菜・果物・精肉・卵

	令和3年度	令和4年度	前年度比
落札額合計	199,328,668 円	226,961,462 円	113.9%

イ 主な加工品（落札額（単価））

品 種	令和3年度	令和4年度	前年度比
白身魚切り身 50g	61 円	68 円	111.5%
さば切り身 50g	62 円	69 円	111.3%
あかうお切り身 50g	62 円	72 円	116.1%
マグロ角切り 1kg	1,698 円	2,470 円	145.5%
大豆白絞油 一斗缶	4,490 円	5,055 円	112.6%
小麦粉 25kg	4,108 円	4,900 円	119.3%
合計	10,481 円	12,634 円	120.5%

(2) 学校給食費の算出

(1)のとおり、給食食材費の落札額は、野菜・果物・精肉・卵が113.9%、加工品が120.5%と上昇しています。給食材料費全体の平均上昇率は117.2%となっており、一食当たり単価（小学校：238円、中学校：290円）に物価上昇率15%相当を加算することとします。

現行の一食当たり単価 × 上昇率 = 一食当たり単価 × 実施予定回数

小学校 238 円 × 115% ≒ 270 円 → 270 円 × 187 回 = 50,490 円

中学校 290 円 × 115% ≒ 330 円 → 330 円 × 165 回 = 54,450 円

(3) 給食材料費の年間支出見込額（児童・生徒分）

	令和5年度*1		令和6年度（試算）	
	児童・生徒数	合計額	児童・生徒数*2	合計額*3
小学校	10,473 人	455,014,380 円	10,203 人	508,444,020 円
中学校	5,524 人	247,779,160 円	5,537 人	285,963,150 円
合計	15,997 人	702,793,540 円	15,740 人	794,407,170 円

*1：令和5年6月30日時点（改正前の学校給食費で算出しています。）

*2：児童・生徒数及び学級数将来推計（令和5年度版）

*3：見直し後の学校給食費を基に算出しています。

7 厚木市学校給食費に関する条例及び施行規則の一部改正について

無償化の実施及び給食費改定に当たり、厚木市学校給食費に関する条例及び同条例施行規則の一部を改正するものです。

項目	改正前	改正後											
学校給食費の徴収について	児童・生徒の保護者から徴収する。	学校給食費は、徴収しない。ただし、学校給食を受ける児童・生徒の保護者が生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている場合は、この限りでない。											
	【補足】保護者が教育扶助を受けている児童・生徒の学校給食費は、保護者が負担していないため、無償化の対象外とします。												
学校給食費の額について	別表に定める額とする。	規則で定める額とする。											
	別表（条例）	別表（施行規則）											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>44,590円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>47,850円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年額	小学校	44,590円	中学校	47,850円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>50,490円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>54,450円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年額	小学校	50,490円	中学校
区分	年額												
小学校	44,590円												
中学校	47,850円												
区分	年額												
小学校	50,490円												
中学校	54,450円												
児童・生徒一人当たりの額とする。	児童・生徒一人当たりの額とする。												
【補足】表に定める額は基準学年（小学校2・3年生、中学校1・2年生）の年額となります。													
学校給食費の減免	特別の理由があると認めるときは、減免することができる。	（全文削除）											
	【補足】無償化により不要となるため、条例、施行規則の規定を削除します。												
条例改正前の学校給食費について		改正前の条例の規定に基づく。											
	【補足】改正前の学校給食費については、現行の条文が適用される旨、附則に規定します（令和5年度までの学校給食費は無償化の対象になりません。）。												
施行期日		令和6年4月1日（予定）											

学校給食費無償化に関する制度の導入に伴う条例等の一部改正の骨子に対するパブリックコメント手続実施要領

1 目的

学校給食費無償化に関する制度の導入に伴う条例等の一部改正の骨子について、市民の皆様の意見を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

学校給食費無償化に関する制度の導入に伴う条例等の一部改正の骨子

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（9月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（9月1日から）

4 骨子の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で令和5年9月1日（金）から令和5年10月2日（月）まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 市役所第二庁舎5階 学校給食課
- (2) 市役所本庁舎3階 市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) 厚木市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 市ホームページ

5 意見等提出期間

令和5年9月1日（金）から令和5年10月2日（月）まで

※ 郵送の場合は、令和5年10月2日（月）の消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

(1) 持参する場合

ア 市役所第二庁舎 5 階学校給食課の窓口へ直接提出

イ 市役所本庁舎 3 階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ 次に掲げる場所に設置された「わたしの提案の提案箱」に投函

(ア) 市役所本庁舎 1 階

(イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

(ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(エ) 保健福祉センター

(オ) 中央図書館

(カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ 6 階）

(2) 郵送する場合

郵送先 〒243-8511

厚木市教育委員会教育総務部学校給食課給食経理係宛て

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-224-5280

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 8250@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「学校給食費無償化パブリックコメント意見について」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、学校給食費無償化に関する制度の導入に伴う条例等の一部改正に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市のホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。